

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

（平成 30 年 6 月 5 日 午後 2 時 10 分）

●議長（小林幸雄） それでは会議を再開いたします。

通告の 9、石川広之議員。

1 商標について

議席番号 5 番・石川広之議員。

◆ 5 番（石川広之） 議席番号 5、石川広之です。ルーティンから入らせていただきます。今年例年と比べ、積雪も少なく、3 月には温かい日が続き大変陽気の良い春でした。農作業も順調に進み、種まき植え付けも霜の害もなく、ここまでは期待のできる生育ではないでしょうか。だが、いつもの年とは違うのは、山に雪形、残雪が残っていないということです。青々と新緑に輝く北信五岳が目には写りますが、でも鳥居川を見ると、毎年のような水量でないことがはっきりしています。農業にとって渇水にならないよう願うばかりです。これからの今日梅雨入りということですが、梅雨に期待をしますが災害は遠慮したいところです。私のところも 6 月 4 日にこの会議開会日に田植えも終わりました。80 枚余りの田植えも終わらして、その日ちょうど東京から高校生 1 年生から 3 年生 80 人余り来て、先生 15 名、皆さん田んぼに入り、田植えをしました。天候も良く、素足で田に入り、最初は恐る恐るの世界でしたけれども、1 時間も経つと皆さん大変泥に、土に馴染んで来て、投げたり転んだり遊んだりの世界で大騒ぎでした。2 反 2 畝ばかりの田んぼを植えていただき、後はどうしましょうかという手直しが残りましたので、信濃町では普通に見られる田んぼの横の用水で手足顔など皆さん洗っていかれました。都会では決して味わえないようなこれには感動をしていました。先生と生徒大変楽しんで体験ができたということです。それでは通告の通り質問に入ります。

今年に入り商標を持っている法人から当町での事業に商標の扱いを考え直してもらいたいと文書、電話があったと話がありました。商標に関しては、登録された方が権利を有することです。普通に利用してきた地名、言語などが商標として登録がされ、また、されていたことで、知らず知らずに利用していたが、名称が通商上の損害が発生するなど、この件については訴えられているわけではないですけれども、考え直していただけないかというような話がありました。また、訴えられないとも限りません。このようなこと、日本でも世界的にも考えられることですが、商標を登録された方の権利を守るということになっています。商標を利用するには、商標を持っている方にお願いますかということになりますけれども、信濃町も数々の大変多くの地名名称、それぞれ言語言葉があります。その中で、町としてこのような商標というようなものの扱い、扱われてしまっているのではないかなというようなところもあります。その辺の見解をお

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

聞きしたと思います。町長お願いします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 石川議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。いま商標登録と言いますか、商標についてのご質問であります。これは議員さんももう十分ご案内、ご承知だというふうに思いますが、いわゆる事業者、一般的な事業者等が自分の会社の取り扱う商品だとかサービスを他の会社のものと区別するために、使用するマークというように捉えております。また、事業者等が営業努力によって、商品やサービスに対する消費者の信用を積み重ねることによりまして、商標そのものに信頼がおける、安心して買えるといったブランドイメージにも繋がっていると、こういうことだろうというふうに思います。町も今お話にありましたように、癒しの森だとか、あるいはひととき、一茶さん等の関係については、商標登録をさせていただいているのは現状でございます。それぞれ差別化を図ると言いますか、特異化を図ると言いますか、そういった意味では活用も含めて十分にまた、十分にと言いますか大事な分野かなと思っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5番（石川広之） ただいま町長のほうから、信濃町も癒しの森、一茶、ひとときの会、それぞれ町としても商標を持っているということです。町とすればこの商標を利用していまのような、町で商標を持っていて、事業を展開できるかというのとは、また違うような気がするのですが、その辺の考えをお聞かせください。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 一般的に先ほどちょっと私、日本語でと言いますか言いましたが、いわゆる純粋にこの特異なものを差別化して、しっかりとそのことを登録するというのが、商標登録かなと私自身なりに思っておりますので、そういった意味では色々な分野でもし必要とすれば公な場であっても、あるいは基本的にはそれぞれの事業者が主たるものになるのかなと思うのですが、公の場であってもそういったことが必要な場合には、先ほど申しあげました、言ったような商標登録も含めて対応していくのが求められている時代に入っているかなというふうに思いますし、これによってある面では、その売れるものも売れなくなるという事業によっては、そういったことも出てくるかなと思いますので、あくまでもこれ信濃町として独特なものを他に使われては困るという意味で、当時も商標登録をしたというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） 信濃町として特異なもの、あるいはブランド化を目指す中で商標登録をしたということですが、この癒しの森あるいは一茶、それぞれひとときの会、これはちょっと、これはまあ名は聞かないかなと思うのですが、それぞれ癒しの森あるいは一茶、商標ということで信濃町が持っているということで、事業的には癒しの森や一茶というのはかなり一般的な言葉であったり言語ではないかなと思うのですが、その辺で信濃町が持っているということで、他事業者あるいはよそからの色々な問い合わせみたいなのはありましたか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 少し町の商標登録について補足させていただきますけれども、うちのほうで、癒しの森につきましても商標登録自体の登録にあたりまして、商標が表示されます指定商品ですとか、指定のサービスについて業種ごとに第 1 類から 45 類まで商標上の分類がされておりました、その一部だけを商標登録としております。例えば癒しの森ですとかを 1 つの例にとりますと、癒しの森ハンバーガーというような名前を付けるのですとか、癒しの森の自然観察会ですとか、そういう名前が付けられないというような、一部事業を特定したものでございますので、癒しの森の事業という事業名としては他の市町村でも使うことができるような形となっております。ですので事業を登録したのも、分類した中での範囲しか信濃町に独占的な利用ができないような状況になっております。それと先ほどご質問ありました問い合わせにつきましては特に今のところ町のほうには問い合わせはありません。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） 癒しの森 1 つでは商標の中では他とは差別ができない、またその下に色々な先ほど課長が言われたように、ハンバーガーだとか何とか事業とかいう言葉が初めて付いて、商標が成り立つということでよろしいのでしょうか。

（はい。の声あり。）

はい。その中でこれら商標については、普通に今はネットで商標登録がどのようにされているかもすぐ見られるような時代です。昔のように商標登録されている書類を紙を見に行くような時代ではなくて、何せネットで検索をすればすぐ見られる状態にはなっていますけれども、町とすればこのような商標について、たまには見ることもあるのか、また同じ癒し、一茶の中でも、ひとつそこにプラスアルファした事業がプラスになっているのかどうかというのは、検索されたりあるいは管理上たまには見ることはあるのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

■産業観光課長（小林義之） 癒しの森という言葉を使って、他の町のホームページを利用して使っているようなものがあるかどうかというのは確認はしたことはあります。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） 直接、行政団体ではありますから、利害関係の中で商標が直接そこで通称上利害があることにはならないから、たまには確認をするのもよろしいのではないかなと思います。そのようなことで、商標は信濃町にも名称的には地名あるいは地域の言葉、それぞれたくさんあります。その中でこの信濃町の地名を商標登録されている、あるいはそのような現実があるのか、またはそのようなことを調査検索したことはあるのか、お伺いします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） そういうことで今、調査をしたということは町の中では今のところありません。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） 調査はしていないということですが、たまには調査をしていただきたいというふうに、感ずるところです。ひとつ黒姫山でも、黒姫山では商標は取れません。でも黒姫山の何々ということになると商標の登録の対象になりますので、そうなるそれぞれ地名、たくさんあります。言葉もたくさんあります、言語も。その中で、商標に登録されてしまって、後からこの言葉を使おうかなと思った時には名称にもそうですけれども商標というのかな、売り出しにもできないというような現実にもなりかねないです。また、信濃町も町商工会もそうですけれども、起業塾を打ち立てて企業を育てているという中で、商品売り出そうじゃないか、また、あれをどうにかしようじゃないかという中で、そういうような先行された商標を登録されているということで、普通に言う、後からの人たちの商品に対して名前が付けられない、その名前が気に入っても付けられないというようなことがなりかねないということがありますので、またぜひ調査をしていただきたいと、これは1つ個人なのか、あるいはまた商工会にもそのような窓口があるのかお伺いします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 商工会でそのようなことを行っているかは、こちらのほうでは把握しておりません。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） 商工会でも今まで私も商工会の会員であったり、総産の委員長としていますが、商標に関して総会の中でも話が出てことはありません。ただひとつ、ここ信濃町に住んでいて信濃町の地名がひとつの商標の対象になっていることも有り得ると思います。その辺でぜひ調査などをしていただければと思います。また、町は商標というのか、直接その文章の中でそれが商標というのになるのかならないのか、町は、町をアピール宣伝するために、多くのポスター、パンフレット、ネット、雑誌などで多くの地名や言語を使って大変広い範囲、全国あるいはネットだとすれば世界に発信されています。その中で商標を有するような言葉の使い方。あるいは、そのようなことを検討したことはありますか。また、そのように雑誌に載ったり、あるいはネットに書き込んだ中で、そういう商標が、これはもしかしたらというような考えを持ったことはありますか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 先ほども言いましたように、その商標登録の仕方が、販売するものであったり、その飲食物であったり、そういうものでなければ、それに独占的なその権利を、それを売るという立場になれば、抵触するわけなのですけれども、そういうものの名前を使ってポスターにするとか、町が商品化するというものでなければ、そういう部分では商標権の侵害にはあたらないということでございますので、その辺は商標の取り方によって違ってきますので、その辺については確認をしながらポスターなどは作っていかねばいけないとは思いますが、そういう部分では多少の商標という部分での見解の相違があると思うので、その辺は注意して町としても対応はしていきたいと思っています。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） 大変、商標というのは、商標を登録された人たちを守るためになっています。また、それを利用して商売あるいは、それぞれ販売することがしっかりと認められていることですので、町としても持っている商標があります。これはまあ、先ほども言ったように商売とかそういうのではなくて、町自体のひとつのイメージアップ、あるいは町、信濃町のブランドとして登録をされて、その商標に対して商標が今、運営できているのだと思いますが、ぜひ、その活用の方法がちょっと違ってくると見る人に見れば、それは商売上の、登録された人、ひとつ侵害となりかねないところもあるようですので、その辺もまた、色々と検討しながら、色々な所へ出していただければと思います。あと、商標に関してですが、先ほども言ったように、信濃町という地名、あ

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

るいは、こういう名称、使われている言葉が登録、商標登録されているかどうか、あるいは、それになるようなものがあるかどうか、ぜひ検索をしていただき、また、町がそのような対応をしていただけるのかどうかをお伺いいたします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） どのような形で商標登録がとられているかという部分がございますので、それは商品ですと、商品を販売する方同士の問題になるかと思えます。民事的な部分でございますので、そこら辺につきましては当事者間での対応になるかと思えますけれども、また、町のほうでもどういうものが商標登録になっているのかどうかは確認をしてみたいと思っています。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5番（石川広之） ぜひ、課長のほうから確認はしていきますというような言葉をいただいたので、信濃町の名称あるいは、言葉、農産物がどのような形で商標の登録をされたり、商標権になっているのか、ぜひ確認をしていただければと思います。確認をすると、ああ、さてさてという世界で、使えなくなってしまうかなというのもあるのですが、知らないで使っているといつまでも使えますけれども、知ったところでその先はなかなか厳しいものがあるかなと思うので、その辺もありますけれども、町として一つ把握することも大事ではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺もよろしくお願ひいたします。あと、商標ですけれども、町は、信州打刃物という名称も普段使われておりますけれども、信州打ち刃物とは、町としては登録され、今の中ではないですけれども、信州打刃物というのとはどのような立場にあるのですか。お聞きします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 信州打刃物については、この特許ではありませんけれども、伝統工芸品というような形での認定になっているということでございます。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5番（石川広之） 認定というところですが、どこかが認定したということでしょうか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） その信州打刃物の技術の伝統という部分では商標としては、

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議会議録（3 日目）

商標登録になっているかどうか、こちらのほうでは確認をしていませんけれども、伝統工芸としての登録はなっているということであります。商標登録とは別のものではありません。

●議長（小林幸雄） 石川議員。

◆5 番（石川広之） これから町へも企業として個人が参入される、また、企業として販売をしたいという意向のある人が大勢来るのだと思います。またその中でぜひ相談できるような窓口として、町も対応していただければと思います。ぜひ、ずっと信濃町に住んでいて同じような考えでいるとなかなか奇抜な商標も浮かんで来ないですけれども、でも、前来た人達にしてみれば、大変都会的な発想で、似たような発想で次から次へと商品の開発あるいは、商品としてのネーミングをつけるということもあるとは思いますが、ぜひぜひ、その辺の窓口になっていただければ、相談の窓口ですね、ぜひ、お願いしたいと思います。また、横川町長は6月会議開会の冒頭の挨拶では、11月の町長選には出ると具体的な話はなかったが、昨日一般質問の中で、町長選への決意を示されました。これから半年、行政への取り組み、町民への理解を求め2期3期への一層の基盤を築き、確固たるものにしていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わりといたします。

●議長（小林幸雄） 以上で石川広之議員の一般質問を終わります。この際2時50分まで暫時休憩といたします。

（午後2時39分）